

AI学習用データ等関係資料

1. 知的財産推進計画2016（AI学習用データ等関連）	P.1
2. オープンサイエンスの検討状況等	P.6
3. オープンデータの検討状況等	P.11

平成29年2月28日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

(1) 現状と課題（中略）

<デジタル・ネットワーク時代の著作権システム>

（中略）イノベーションの促進に向けて、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムを目指していくことが必要である。（中略）

<新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築>

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展により、人間が創作した情報を幅広く保護対象とする著作権法の根底にある「創作性」という概念では説明のできない価値ある情報が出現してきている。例えば、人工知能から生み出される音楽や絵画、人間の動き、物の挙動といった現実世界に起きていることを機械的に記録するビッグデータなどが想定される。（中略）

(人工知能によって生み出される創作物と知財制度)（中略）

現在の知財制度上、人工知能が自律的に生成した生成物は、それがコンテンツであれ技術情報であれ、権利の対象にならないというのが一般的な解釈である。しかしながら、人間の創作物とAI創作物を外見上見分けることは通常困難である。

（中略）AI創作物のうち、著作物に該当するような情報である音楽、小説といったコンテンツは、著作権制度が無方式主義をとっているため、創作と同時に知財保護が適用され、権利のある創作物に見えるものが爆発的に増える可能性が懸念されることから、優先的に検討していくことが必要である。その際、あらゆるAI創作物（著作物に該当するような情報）を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の観点から、市場に提供されることで一定の価値（ブランド価値など）が生じたAI創作物については、新たに知的財産として保護が必要となる可能性があり、知財保護の在り方について具体的な検討が必要である。

また、例えば発明に該当するような新たな技術については、新規性や進歩性等を審査した上で登録がなされない限り権利は生じないが、人工知能を活用して生み出された創作物が知的財産として出願されることも考えられるため、制度の在るべき姿について今後検討を行うことが必要である。

なお、AI創作物に対応する知財システムの検討と併せて、人工知能による創作活動を促進するために必要不可欠なビッグデータの利活用促進に向け、データ流通環境の円滑化が重要である。そのため、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等における**オープンデータのような取組の一定の範囲内での促進**、データ流通における個人の関与の仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）など、**データの共有・利活用がなされやすい環境整備**について検討を進めていくことが必要である。

(3Dプリンティングと知財制度)（中略）

当面の具体的な取組として、知的財産権によって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要である。

(ビッグデータ時代のデータベースの取扱い)

（中略）このように、様々な態様のデータベースが出てきている中、現行の著作権法では保護が難しいと考えられる「創作性が認められにくいデータベース」について、海外の動向や契約等による保護の実態等に照らしつつ、保護の要否や方法について検討を進めることが必要である。また、公的研究資金による研究成果を格納しているデータベースについては、**オープンサイエンスに係る動向を踏まえつつ、オープン化と保護の在り方について、引き続き検討が必要である。**

(2) 今後取り組むべき施策（中略）

＜＜新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築＞＞

（人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討）

- ・**AI創作物**や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、**知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。**（短期・中期）（経済産業省、内閣府、関係府省）（以下、略）

（データの共有・利活用に関する環境整備）

- ・個人に関するデータも含め、多種多様なデータを社会全体で有効に共有し、活用する環境を整備する必要性に鑑み、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等における**オープンデータのような取組の一定の範囲内での促進**、データ流通における個人の関与の仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）等について検討を行う。（短期・中期）（内閣官房、関係府省）
- ・データ集積等における優位性が固定化される可能性が懸念されるプラットフォームなどオンライン関連事業について、競争環境の実態把握を進める。（短期）（公正取引委員会、経済産業省）

（オープンサイエンスに対応する知財システムの検討）

- ・公的研究資金による研究成果や**研究データのオープン化と利活用を促進する**ため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などについて具体的な検討を行う。（短期・中期）（内閣府、関係府省）
- ・公的研究資金による研究成果のうち、**論文のエビデンスとしての研究データ及び当該データを格納するデータベース構築と情報サービス提供に向けた考え方**について、オープンサイエンス推進に係る我が国の取組や国際的な動向等を踏まえつつ引き続き検討を行う。（短期・中期）（内閣府、関係府省）
- ・研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、**研究データシェアリングのプラットフォーム構築**について検討を進める。（短期・中期）（文部科学省）

（産業構造の変化に対応した産業財産権制度等の構築）

- ・IoT・ビッグデータ・人工知能などに代表される第4次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。（短期・中期）（経済産業省）

(参考) 知的財産推進計画2016工程表(平成28年5月9日 知的財産戦略本部決定)(抜粋①)

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進								
1-1. デジタルネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築								
9	○	人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討	AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	AI創作物や3Dデータに対する産業財産権としての保護の必要性について、調査研究を実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
				内閣府	データ利活用の一層の促進のため、データベースの知的財産保護の在り方と、それに対応する制度の在り方を検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
				関係府省	AI創作物について、人工知能技術の進展やAI創作物の実用化・具体的な事例の状況等を踏まえ、知財保護の必要性や在り方について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
				内閣府	次世代知財システム検討委員会の報告書の翻訳版を作成するとともに、海外出張の機会等において情報発信を適宜実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
10	○	データの共有・利活用に関する環境整備	個人に関するデータも含め、多種多様なデータを社会全体で有効に共有し、活用する環境を整備する必要性に鑑み、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理し活用するための仕組み等について検討を行う。(短期・中期)	内閣官房	円滑なデータ流通環境の整備に向け、データの取得・提供に関する風評リスクとその解決方法について参考となるユースケースの収集・分析や、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理、活用するための仕組みの在り方等について、技術面、制度面の動向等を踏まえつつ検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
				関係府省				
				公正取引委員会 経済産業省	オンライン関連事業者に関する共同ヒアリング調査を実施。			

新たな情報財の保護・利活用の在り方について、本検討委員会において左記の取組をフォローアップしつつ、著作権、産業財産権、その他の知的財産全てを視野に入れて検討

(参考) 知的財産推進計画2016工程表(平成28年5月9日 知的財産戦略本部決定)(抜粋②)

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進								
1-1. デジタルネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築								
11	○	オープンサイエンスに対応する知財システムの検討	<p>公的研究資金による研究成果や研究データのオープン化と利活用を促進するため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などについて具体的な検討を行う。(短期・中期)</p>	内閣府	<p>昨年度の「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」における、有識者や関係機関による議論を踏まえ、本年度も、同検討会において、有識者や関係機関を交えて、国際動向を踏まえたデータの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などに関する議題等について議論。</p>	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
			関係府省					
			<p>公的研究資金による研究成果のうち、論文のエビデンスとしての研究データ及び当該データを格納するデータベース構築と情報サービス提供に向けた考え方について、オープンサイエンス推進に係る我が国の取組や国際的な動向等を踏まえつつ引き続き検討を行う。(短期・中期)</p>	内閣府	<p>昨年度の「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」における、有識者や関係機関による議論を踏まえ、本年度も、同検討会において、有識者や関係機関を交えて、国際動向を踏まえたデータの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などに関する議題等について議論。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を引き続き実施。		
関係府省								
			<p>研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、研究データシェアリングのプラットフォーム構築について検討を進める。(短期・中期)</p>	文部科学省	<p>研究データシェアリングのプラットフォームの構築及び効果的な運用に必要な技術的・制度的な整備について検討。</p>	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
12	○	産業構造の変化に対応した産業財産権制度等の構築	<p>IoT・ビッグデータ・人工知能などに代表される第4次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。(短期・中期)</p>	経済産業省	<p>IoT等による産業構造変化やそれに伴う企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえて、産業財産権システムの在り方等について、外部有識者による委員会を設置するなどして検討。</p>	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

内閣府政策統括官
(科学技術・イノベーション担当)
提出資料

オープンサイエンス推進に向けた基本方針

1. 国としての基本姿勢

公的研究資金による研究成果（論文、研究データ等）の利活用促進を拡大することを我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。

2. オープンサイエンス推進の基本方針

(1) オープンサイエンス推進の目的・意義

公的研究資金による研究成果として得られた論文や研究データへのアクセスを可能とすることで、研究成果の理解促進と同時に、成果の再利用による新たな発見や、新たな研究概念の創出とイノベーションを加速し、新たな産業の創出、競争力の強化、地球規模での研究の促進、経済成長等に貢献する。

(2) オープンサイエンス推進に係る公開の範囲

公的研究資金による研究成果のうち、論文及び論文のエビデンスとしての研究データは、原則公開とする。その他研究開発成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。

※ 研究成果のうち、個人のプライバシー保護、商業目的で収集されたデータ、国家安全保障等に係るデータなどは公開適用対象外とする。

(3) 公的研究資金の定義及び研究データの範囲

公的研究資金とは、競争的研究資金及び公募型の研究資金に該当するものとする。公開の対象となる研究データには、メタデータ、数値データ、テキストレコード、イメージ、ビジュアルデータなど多様なデータが含まれる。

(4) 研究を実施する機関の責務

各機関においては、論文、研究データ等の研究成果の管理に係る規則を定める必要がある。特に、研究成果の散逸、消滅、損壊を防止するための具体的施策を講ずる必要がある。

オープンサイエンス推進する際の留意点

- 「無料」と「自由」の定義問題
- 著作権ポリシー
- 大規模データセットの所有権の定義
- 学術誌出版界との共存関係の構築
- 研究者及び科学コミュニティに対するインセンティブ
- 研究分野の特性に対する配慮
- オープンサイエンスのためのスキル
- 技術的インフラ・人材育成
- 適切かつ持続可能な資金提供モデル



今後の検討課題等

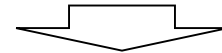
- **論文、研究データの公開・共有化に係る検討**
- **オープン化と著作権**
- **研究データの保存に係る検討**
 - ✓ データ保存・整備のしくみ（データリポジトリ等）が必要
- **保存すべきデータ及び保存期間等**
- **研究データの技術的な品質の評価等**
 - ✓ 例：論文のピアレビューに相当するような仕組み
- **研究者に対するインセンティブ等**
 - ✓ 例：データサイテーション
- **データ駆動型の研究をサポートするサービスを企画、開発、運用する人材の確保**
 - ✓ データサイエンティスト、データキュレーター等の確保・育成

オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会

(2015年7月～継続中)

➤ 目的

「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」報告書における今後の検討課題及びフォローアップのあり方について検討



オープンサイエンスの推進を加速

➤ 構成員

大学・研究機関、専門家、弁護士等で構成

座長：有川節夫（九州大学名誉教授、前総長）（第1回～第6回）

引原隆士（京都大学 図書館機構長・附属図書館長）（第7回～）

副座長：喜連川優（国立情報学研究所 所長）

※ オブザーバー：関係府省、研究資金配分機関等

➤ 内容

各府省における実施方針策定状況の把握、関係機関（大学・研究機関、学会等）からのヒアリング、海外動向調査 等

➤ 開催状況

(第1回) 2015年7月17日 (金) 15:00～17:00 (第2回) 2015年9月11日 (金) 13:00～15:00

(第3回) 2015年11月12日 (木) 17:00～19:00 (第4回) 2016年1月29日 (金) 17:00～19:00

(第5回) 2016年2月19日 (金) 15:00～17:00 (第6回) 2016年3月30日 (金) 15:00～17:00

(第7回) 2016年9月9日 (金) 13:00-15:00

IT総合戦略室提出資料

政府におけるオープンデータの 取り組みについて

平成29年 2月23日

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

官民データ活用推進基本法の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

- ◆ 「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
 - ※1 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。
- ◆ 基本理念
 - ① IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
 - ② 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
 - ③ 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
 - ④ 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）
- ◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）
- ◆ 法制上の措置等（7条）

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆ 地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（第11条）

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されている。)

オープンデータとは、政府や地方公共団体などが保有する公共データが、①「二次利用可能なルールの下」で、②「機械判読に適した形」で、公開されること。

オープンデータへの取組により、新事業の創出、行政の透明性・信頼性の向上等が期待。

1. 二次利用可能なルールの適用

【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、自由に編集・加工が出来ない

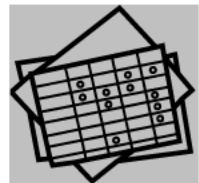
【二次利用可能なルール】

- 出典を明記すれば、許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせ利用拡大が見込める

2. 機械判読性のあるデータの価値

(例) 感染症週報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成

【機械判読性のないデータ（画像等）の場合】



感染症
週報データ



90分

(5分/1種類×18種類)

人手によるデータ入力が必要

- 時間がかかる
- 転記ミスの恐れ

【機械判読性のあるデータ（csv形式等）の場合】



1秒

- データが自動で連携するため、迅速かつ正確



未来投資会議（平成28年12月19日）の概要

○安倍内閣総理大臣 発言

「先週施行された『官民データ活用推進基本法』の下、安全・安心に、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進してまいります。

IT総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置し、そして民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として、必要な施策を断行してまいります。関係大臣は議員から提案された具体的な施策と年限を踏まえて検討を進め、直ちに施策を具体化していただきたいと思います。」

（参考）議員から提案された具体的な施策（会議資料より抜粋）

<御立氏>

- オープンデータ先進国化をアベノミクス2.0の柱のひとつとし、2020年までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付け、IT戦略本部の下、強力な政府の司令塔機能を設置
- 公共データの「原則オープン化」を制度的に担保し、「開示指針」「活用ルール」を明示的に定める
 - 非開示にする場合は、理由等を開示させる
 - 開示すべきでない個人情報等との線引き等を明示し、活用促進と国民の不安除去
- ベンチャーを含む官民の対話の場を設置し、オープンデータ化を進める重点分野の特定、ならびに関連した規制見直しの特定を行う
（具体例）①2020年東京オリパラ（運行情報、施設情報等）、②自動走行マップ（リアルタイム性のあるデジタル地図）

<竹中議員>

公共データを民間に徹底開放し、新たなビジネス創出や社会課題の解決につなげていく。IT総合戦略本部のもとに官民の専門家が集う司令塔を設け、関係会議体と緊密に連携し、集中取組期間を設けて必要な施策を断行するべきである。

1. 「官民データ活用推進基本法」の施行を受け、オープンデータの推進を強力に進めていく。公共データを「原則オープン」にし、我が国が直面する社会保障の諸課題等の解決と、ベンチャー企業等による新しいサービスの実現を後押し
2. IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議に官民の専門家を集め、民間ニーズに即して重点的取組分野を定める。2020年までを集中取組期間として必要な施策を断行

データカタログサイトのデータセット登録数の推移

府省名	データセット数 (2014年10月)	データセット数 (2015年3月)	データセット数 (2015年9月)	データセット数 (2016年3月)	データセット数 (2016年9月)	データセット数 (2017年2月)	機械判読性の高いデータセット (csv,xls,xlsx) 率 (%)	PDF率 (%)
合計	12347	12,970	14,731	16,308	17,678	18,582	24.0%	43.2%
国土交通省	3104	3,202	3,416	3,619	3,681	3,731	24.7%	40.4%
経済産業省	1459	1,512	2,165	2,347	2,861	2,799	15.6%	66.5%
厚生労働省	1051	1,096	1,268	1,488	1,803	1,933	32.3%	38.8%
文部科学省	1097	1,299	1,431	1,477	1,550	1,630	56.3%	23.5%
内閣府	799	812	1,186	1,417	1,434	1,479	4.0%	51.4%
環境省	1027	1,025	1,035	1,037	1,037	1,270	26.2%	31.3%
財務省	699	765	774	1,166	1,192	1,254	33.6%	27.3%
総務省	710	746	721	849	874	886	26.4%	44.0%
農林水産省	507	536	536	543	605	707	19.9%	49.8%
法務省	509	531	565	584	599	631	20.6%	24.8%
警察庁	306	388	463	422	468	621	31.3%	52.1%
防衛省	289	278	307	326	351	365	6.5%	43.1%
人事院	196	122	141	197	214	236	18.3%	52.2%
金融庁	98	152	163	228	243	206	25.2%	34.0%
外務省	119	120	126	131	131	165	8.7%	30.3%
公正取引委員会	143	129	136	145	148	151	6.0%	41.7%
個人情報保護委員会					136	148	0.0%	99.3%
宮内庁	87	93	96	121	128	131	21.7%	42.9%
消費者庁	45	53	82	83	85	86	6.6%	62.3%
内閣官房	57	63	71	74	76	81	8.0%	54.0%
内閣法制局	34	37	38	43	49	52	2.9%	23.5%
復興庁	11	11	11	11	13	20	12.9%	58.1%

※ 機械判読性の高いデータセット率及びPDF率は各府省がデータカタログサイトに登録しているそれぞれの形式のファイル数を各府省の総登録ファイル数で割って算出。(1つのデータセットを複数のファイル形式で登録している事例が多数ある。総データセット数18,582に対し、総ファイル数は23,833。)